

札幌市告示第 635 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称
社会福祉法人麦の子会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名称 札幌市みかほ整肢園
所在地 札幌市東区北 17 条東 5 丁目
- 3 管理を行わせる期間
平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から平成 37 年（2025 年）3 月 31 日まで
※ 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までは業務引継ぎ期間を予定
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 施設の維持及び管理（別に定めるものを除く。）
 - (2) 医療型児童発達支援（別に定めるものを除く。）、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援及び基本相談支援の実施に関する事。
 - (3) 利用承認に関する事。
 - (4) (1) から (3) までに掲げる業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
利用料金制度を採用し、札幌市みかほ整肢園の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受することができるものとする。